

介護予防ケアマネジメント等の委託について

1 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防ケアマネジメントとは、要支援認定者や総合事業対象者に対し、ケアプランの作成等により適切にサービスを受けられるように支援する業務です。利用者の介護予防や自立支援を目的に、その方の心身の状況や置かれている環境などの様々な状況に応じて、利用者本人の選択などに基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

2 介護予防ケアマネジメント等の委託の承認について

地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント等の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができます。

委託する場合でも、地域包括支援センターがアセスメントに関与し、居宅介護支援事業所が作成したケアプランの確認を必ず行い、必要に応じてサービス担当者会議や評価訪問に同行します。

【市外の居宅介護支援事業所への委託】

介護予防ケアマネジメント等の委託事業所として、新たに1事業所に新規に委託しましたので、承認をお願いします。

担当包括	事業所名	住所	法人名	委託の理由
嵐南	介護老人保健施設ぶんすい 居宅介護支援事業所	燕市笈ヶ島104番地5	社会福祉法人 長岡 福祉協会	本人が事業所在地（燕市）の介護老人保健施設に入所していたが、要介護認定更新より要支援認定となり、入所していた施設での居宅サービス（短期入所）を利用するため当該施設の居宅介護支援事業所にケアマネジメントを委託するもの